

四十五 リース取引の意義

改 正 後	改 正 前
<p><u>第12章の5</u> リ ー ス 取 引</p>	<p><u>第12章の3</u> リ ー ス 取 引</p>
<p>(解除をすることができないものに準ずるものの意義)</p> <p><u>12の5-1-1</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>イ<u>12の5-1-3</u>.....</p> <p>ロ</p>	<p>(解除をすることができないものに準ずるものの意義)</p> <p><u>12の3-1-1</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>イ<u>12の3-1-3</u>.....</p> <p>ロ</p>
<p>(資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきことの意義)</p> <p><u>12の5-1-2</u></p> <p>.....<u>12の5-1-3</u>.....</p>	<p>(資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきことの意義)</p> <p><u>12の3-1-2</u></p> <p>.....<u>12の3-1-3</u>.....</p>
<p>(おおむね全部の判定)</p> <p><u>12の5-1-3</u> <u>12の5-1-1及び12の5-1-2</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>	<p>(おおむね全部の判定)</p> <p><u>12の3-1-3</u> <u>12の3-1-1及び12の3-1-2</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p>

四十六 売買とされるリース取引

改 正 後	改 正 前
<p>(売買とされる取引に準ずるものの意義)</p>	<p>(売買とされる取引に準ずるものの意義)</p>

12の5-2-1

(著しく有利な価額)

12の5-2-2

(専属使用のリース資産)

12の5-2-3

(専用機械装置等に該当しないもの)

12の5-2-4**12の5-2-3の(2)**.....

(1)

(2)

(3)

(形式基準による専用機械装置等の判定)

12の5-2-5

(識別困難なリース資産)

12の5-2-6

(相当の差異の意義)

12の5-2-7

(税負担を著しく軽減することになると認められないもの)

12の5-2-8

(1)

(2)

12の3-2-1

(著しく有利な価額)

12の3-2-2

(専属使用のリース資産)

12の3-2-3

(専用機械装置等に該当しないもの)

12の3-2-4**12の3-2-3の(2)**.....

(1)

(2)

(3)

(形式基準による専用機械装置等の判定)

12の3-2-5

(識別困難なリース資産)

12の3-2-6

(相当の差異の意義)

12の3-2-7

(税負担を著しく軽減することになると認められないもの)

12の3-2-8

(1)

(2)

改 正 後	改 正 前
<p>イ</p> <p>ロ12の5-2-8.....</p> <p>(注)</p> <p>(適正リース料の額)</p> <p>12の5-2-9 12の5-2-8の(1)のイ.....</p> <p>(期間経過に伴う前払費用の損金算入)</p> <p>12の5-2-10 12の5-2-8の(1)のイ.....</p> <p>12の5-2-9に定める 当該事業年度のうちに含まれる再リース 算式により計算した金額 期間に対応する再リース料の額</p> <p>(注)1 前払費用とされた金額には、連結納税基本通達15-2-8の(1)のイ 《税負担を著しく軽減することになると認められないもの》により前払 費用とされた金額を含む。以下12の5-2-11において同じ。</p> <p>2</p> <p>3</p> <p>(リース資産を購入した場合の前払費用の処理)</p> <p>12の5-2-11</p> <p>.....12の5-2-8の(1)のイ.....</p> <p>(リース資産を返還した場合の前払費用の処理)</p> <p>12の5-2-12</p> <p>(リース料の額の収益計上時期)</p>	<p>イ</p> <p>ロ12の3-2-8.....</p> <p>(注)</p> <p>(適正リース料の額)</p> <p>12の3-2-9 12の3-2-8の(1)のイ.....</p> <p>(期間経過に伴う前払費用の損金算入)</p> <p>12の3-2-10 12の3-2-8の(1)のイ.....</p> <p>12の3-2-9に定める 当該事業年度のうちに含まれる再リース 算式により計算した金額 期間に対応する再リース料の額</p> <p>(注)</p> <p>1</p> <p>2</p> <p>(リース資産を購入した場合の前払費用の処理)</p> <p>12の3-2-11</p> <p>.....12の3-2-8の(1)のイ.....</p> <p>(リース資産を返還した場合の前払費用の処理)</p> <p>12の3-2-12</p> <p>(リース料の額の収益計上時期)</p>

12の5-2-13
.....12の5-2-9.....12の5-2-10.....

(リース資産の返還があった場合の前受収益の処理)

12の5-2-14

(リース資産の取得価額)

12の5-2-15

(償却費として損金経理をしたものとするリース料の額)

12の5-2-16

.....12の5-2-15のただし書.....

(注) 賃借人が12の5-2-15のただし書によって.....

(延払基準を適用する場合の譲渡の対価の額)

12の5-2-17

.....法第63条第4項.....

(注)1 そのリース取引が行われた日の属する事業年度後の事業年度(それらの事業年度のうち連結事業年度に該当するものがある場合には、当該連結事業年度)において.....法第63条第4項.....

2

3 本文及び1の取扱いは、法第63条第3項の規定の適用がない場合に限られるのであるから、留意する。

12の3-2-13
.....12の3-2-9.....12の3-2-10.....

(リース資産の返還があった場合の前受収益の処理)

12の3-2-14

(リース資産の取得価額)

12の3-2-15

(償却費として損金経理をしたものとするリース料の額)

12の3-2-16

.....12の3-2-15のただし書.....

(注) 賃借人が12の3-2-15のただし書によって.....

(延払基準を適用する場合の譲渡の対価の額)

12の3-2-17

.....法第63条第2項.....

(注)1 そのリース取引が行われた日の属する事業年度後の事業年度において.....法第63条第2項.....

2